

令和元年第2回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年6月11日（火）
午前9時56分から午前10時28分

2. 早島町役場 2階第1会議室

3. 出席委員
12名

4. 欠席委員
なし

5. 傍聴人数
なし

6. 議事日程
議案第5号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案について
議案第6号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について
議案第7号 基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の取得について
議案第8号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について
報告第3号 農地法第18条の規定による解約通知について
報告第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

7. 農業委員会事務局員
2名

○事務局 (●● ●●君)

ただいまから令和元年第2回早島町農業委員会を開会いたします。

はじめに会議の成立についてご報告いたします。本日は在任委員全員のご出席でありますので農業委員会等に関する法律第21条により在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立しております。

それでは、以降の議事進行は●●会長によろしくお願ひいたします。

○議長 (●● ●●君)

これより、議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。私の方で指名してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

○議長 (●● ●●君)

それでは、議事録署名委員は、5番の●● ●●委員、6番の● ●委員にお願いします。よろしくお願ひします。

【両委員了承】

○議長 (●● ●●君)

それでは日程1の議案第5号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案について を議題といたします。事務局説明してください。

○事務局 (●● ●●君)

それでは議案書2ページから9ページをご覧ください。

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動実績及び点検・評価の事務局案について、前回の農業委員会で出されたご指摘・ご意見を基に内容を修正させていただいております。修正点は朱書き箇所となります。

なお、9ページの「3 違反転用への適正な対応」について、前回の委員会で●●委員より目標設定の考え方についてご質問があり、他市町村への聞き取り等により調査を行いました。その結果「一年経過時点における違反転用面積」を目標として設定している市町が多数を占めました。

事務局としては、本町も同様の考え方で目標設定をすべきと考えており、30年度実績については、平成31年3月31日現在での違反転用面積が0haであったことを以て、達成状況100%とさせていただいております。

この他に追記すべき活動実績、また評価案へのご意見等についてご審議お願いします。説明は以上です。

○議長 (●● ●●君)

これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

【質疑応答なし】

○議長 (●● ●●君)

その他、ご意見等ありませんか。

【意見なし】

○議長 (●● ●●君)

ないようでありますので議案第5号については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

○議長 (●● ●●君)

ないようでありますので、議案第5号について承認されました。

続きまして、日程2 議案第6号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について議題といたします。事務局、説明してください。

○事務局 (●● ●●君)

それでは、議案書10ページから12ページをご覧ください。

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画の事務局案について、前回の農業委員会で出されたご指摘・ご意見を基に内容を修正させていただいております。修正点は朱書き箇所となります。

この他に追記すべき活動目標やご意見等についてご審議をお願いします。説明は以上です。

○議長 (●● ●●君)

これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

【質疑応答なし】

○議長 (●● ●●君)

その他、ご意見等ありませんか。

【意見なし】

○議長 (●● ●●君)

ないようありますので議案第6号については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

○議長 (●● ●●君)

ないようありますので、議案第6号について承認されました。

続きまして日程3の議案第7号 基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の取得について を議題とします。事務局、説明してください。

○事務局 (●● ●●君)

それでは議案書13ページをご覧ください。今月の基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の取得については3件でございます。

番号1について、申請地は、前潟字久々原●●●-●、地目が田、面積が1,239m²です。

利用権の種類は使用貸借権で、農地中間管理機構への貸付人は早島町前潟●●●番地●にお住いの●● ●●さんです。

こちらは利用権の新規の設定で、利用権の存続期間は令和元年7月1日から令和4年6月30日までです。位置図は15ページです。

続いて番号2について、ご説明いたします。申請地は、前潟字久々原●●●、地目が田、面積が2,586m²です。

利用権の種類は使用貸借権で、農地中間管理機構への貸付人は早島町前潟●●●番地にお住いの●● ●●さんです。

こちらは利用権の新規の設定で、利用権の存続期間は令和元年7月1日から令和4年6月30日までです。位置図は15ページです。

続いて14ページをお開きください。番号3についてご説明いたします。申請地は、前潟字久々原●●●番●、地目が田、面積が1,705m²です。

利用権の種類は使用貸借権で、農地中間管理機構への貸付人は早島町前潟●●●番地●にお住いの●● ●●さんです。

こちらは利用権の新規の設定で、利用権の存続期間は令和元年7月1日から令和4年6月30日までです。位置図は15ページです。説明は以上です。

○議長 (●● ●●君)

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

事前に事務局に確認したところ、今回は申請者さんが農協へ相談し、農協から町へ、町から中間管理機構への流れで手続きが進んだそうです。

○6番 (● ●君)

●●●の土木委員さんが貸し手の方を探してくださり、「とりあえずやってみる。」ということで、今回の申請に至ったという経緯を聞いています。本当は近く耕作者の方が作ってくれるのが一番いいのですが。

○議長 (●● ●●君)

事務局は今の話を聞いていたのですか。

○事務局 (●● ●●君)

聞いていました。

○6番 (● ●君)

管理機構も申し出があった農地だけでなく、その近隣も併せて作ってくれる耕作者を探してくれた方がいいですね。

○3番 (●● ●●君)

事務局にお尋ねしますが、受け人の「担い手育成財団」というのは「農地中間管理機構」と全く一緒なのですか。

○事務局 (●● ●●君)

全く一緒です。中間管理機構の正式名称と言いますか、実際の手続き上は「公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団」で表記されます。

○議長 (●● ●●君)

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

○議長 (●● ●●君)

ないようありますので、議案第7号・番号1から3については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

○議長 (●● ●●君)

ないようありますので、議案第7号・番号1から3について承認されました。
続きまして、日程4 議案第8号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請についてを議題といたします。事務局説明してください。

○事務局 (●● ●●君)

それでは議案書16ページをご覧ください。番号1について、権利の種類は所有権の移転です。申請地は、早島字噂島●●●●番●、地目が田、面積が650m²、農地区分は第1種です。

譲渡し人は早島町早島●●●●番地●にお住いの●● ●●さん、譲受人は早島町早島●●●●番地 株式会社●●●●● 代表取締役 ●● ●●さんです。

転用目的は露天駐車場で、申請事由は「現在申請地の西側で、露天駐車場を賃貸しており、利用者の株式会社●●●●が、大型車を増車するため、敷地を拡張するもの。」です。

第1種農地の転用は、原則許可できませんが、既存施設の2分の1を超えない限度での敷地拡張の場合は、例外的に許可することができます。

位置図は17ページとなります。説明は以上です。

○議長 (●● ●●君)

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を1番●● ●●委員からよろしくお願いします。

○1番 (●● ●●君)

6月5日に現地確認を行いました。場所はバイパスの長津の交差点を西に行って、噂島団地に突き当たったちょうど右側です。少し細長いような形状の土地になります。今回は一枚の半分の申請で出されています。●●●●●が購入して、●●●●へ賃貸することです。

●●●●さんが周囲に迷惑をかけているような話も聞いておりませんし、問題はないものと思っています。

○議長 (●● ●●君)

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○6番 (● ●君)

今回既存の半分までの申請ですが、残りの半分が申請できるのは1年先ですか。

○事務局 (●● ●●君)

そこまでの規定はありません。

○6番 (● ●君)

来月にもう半分を申請することは手続き上できるということですか。

○事務局 (●● ●●君)

手続き上はできますが、もし来月申請された場合は、この1ヶ月の間でなぜ敷地が足りなくなつたのか、車が何台増えたのかなどの理由書を提出させます。それが適当であれば許可

せざるを得ません。「何年」という具体的な規定がないのは事実です。

○6番 (● ●君)

「やっぱり足りないからもう半分。」と言われかねないです。

ロックをすればお金がかかりますが、土羽で止めておけば続けてできます。どんな設計になっているのか・・・。

○事務局 (●● ●●君)

今回は農転のほかに、町が条例で定める埋立行為の許可申請が提出されており、そちらの書類を確認しても土留はコンクリートでされることになっています。埋立サイドでは1年空けなければならないとなっています。

埋立の許可申請は費用がかかり、開発と同じくらいの図面を出させるので、それ相応の手続きは踏まれています。

○議長 (●● ●●君)

その他、ご意見等ありませんか。

○1番 (●● ●●君)

申請者の●●●さんは90歳を過ぎており、痴ほうが進むことが考えられます。現在のところ話を交わすことに問題はありませんが、この場所の他にも50戸連たん開発をされているので心配ではあります。

○議長 (●● ●●君)

その他はありませんか。

○事務局 (●● ●●君)

1点議案書の修正をお願いします。転用目的の欄ですが、今回あくまでも●●不動産さんが事業主として賃貸されるので、露天駐車場ではなく、貸露天駐車場へ訂正をお願いします。

○議長 (●● ●●君)

ないようありますので、議案第8号・番号1については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

○議長 (●● ●●君)

ないようありますので、議案第8号・番号1について承認し許可相当に決定いたしました。

続きまして日程5、報告第3号 農地法第18条の規定による解約通知について 事務局、報告してください。

○事務局 (●● ●●君)

それでは議案書18ページをご覧ください。番号1について、解約された農地は、前潟字三軒地●●●、地目が田、面積が1,724m²、前潟字三軒地●●●、地目が田、面積が1,444m²、で、合計2筆、3,168m²です。

貸付人が早島町前潟●●●番地にお住いの●● ●●●さん、借受人が早島町前潟●●●番地の●● ●●●さんの相続人代表の、●● ●●さんでございます。位置図は19ページとなります。説明は以上です。

○議長 (●● ●●君)

ただいまの報告に関して質疑やご意見はありませんか。

【質問、意見なし】

○議長 (●● ●●君)

ないようありますので、以上で報告第3号 番号1を終わります。

続きまして、日程6 報告第4号・農地法第5条の規定による農地転用届出について、事務局説明してください。

○事務局 (●● ●●君)

それでは議案書20ページをご覧ください。番号1について、権利の種類は所有権の移転です。

届出に係る農地は、前潟字屋敷割●●番●●、地目が畠、面積が610m²です。

譲渡し人は兵庫県神戸市東灘区本山南町●丁目●一●一●●●にお住いの●● ●●さん、譲受人は早島町早島●●●●番地●の●●●●●株式会社 代表取締役 ●● ●●さんでございます。

転用目的は分譲住宅地3区画となっております。こちらは市街化区域内の農地の転用届出であり、添付書類を含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。位置図は21ページです。説明は以上です。

○議長 (●● ●●君)

ただいまの報告に関して質疑やご意見はありませんか。

【質問、意見なし】

○議長 (●● ●●君)

ないようでありますので、以上で報告第4号 番号1を終わります。

それでは、その他について事務局からお願ひします。

○事務局 (●● ●●君)

次回の農業委員会は7月11日(木)10時からを予定しております。また議案書を送付致しますのでよろしくお願ひします。以上で、その他の報告事項を終わります。

○議長 (●● ●●君)

以上で、本日の議案ならびに報告事項は全て終了しました。

令和元年第2回早島町農業委員会を閉会いたします。